

資料提供	
平成31年4月25日	
担当課	財政課
担当者	松本、田端
電話	073-441-2160

平成30年度包括外部監査の結果に関する報告書について

地方自治法第252条の37第5項に基づき、和歌山県包括外部監査人から標記報告書の提出がありましたので、資料提供します。

なお、同報告書は監査委員より公表(県報登載)するとともに、今後、監査結果に基づき講じた措置についても監査委員より公表(県報登載)することとしています。

記

1 選定した特定の事件(テーマ)

公の施設の指定管理に関する事務の執行について

2 包括外部監査人

坂井 俊介(公認会計士)

3 監査対象・手法

(1) 指定管理者制度を導入している全38施設

⇒調査票による概要調査

(2) 施設規模、業務の複雑性・必要性の観点から選定した以下の5施設

- ・和歌山県民文化会館
- ・和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター
- ・和歌山県勤労福祉会館
- ・紀の川流域下水道(伊都浄化センター)
- ・和歌山ビッグホエール

⇒ヒアリング等による詳細な実地監査

4 監査の結果(指摘及び意見)

指摘9件、意見21件

指摘: 是正・改善を求めるもの

意見: 経済性、効率性、有効性の観点から見て県の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解

(主な内容)

- ・各施設の特性に応じた適切な重要業績評価指標(KPI)を設定し、評価に用いるべき【意見】
- ・収支報告について、証拠書類との照合などによりその正確性を確認する必要【指摘】
- ・1者応募となった原因を分析し、仕様書等を見直すなど、複数応募となる土壌作りに積極的に取り組んでいくことが必要【意見】
- ・利用者の安全を確保することが最優先であり、施設・設備の点検結果に不備があれば、早急に対応することを徹底する必要【指摘】
- ・所管課と指定管理者の双方で貸与備品の現物確認・状況把握を行い、管理責任を明確にしておく必要【指摘】